

(続 森口鶴松。比内文書)

此神様の御嘯を聞きて貫ひ致して、皆様も心おゝ入れ替て貰い、誠心に成りて、善道お通り被下るなれば、そはたちの人が何と申ます。あの人わ神様のような人である。人のつきあいもよし、ふうきな人でも、まつしき人でも、わけへだて致さず、どのような人でも、かけへだてもなく、付あいを被成るあの人わ、神様のような人であると申外でしよ。すれば神様も、誠の心になりて、神様がごしゆこを被下のごさります。神様のする事」(31オ)

なす事と申外わ、此神様わ誠せいしんなる善き御かたでござります。此神様の心通り、世界の人間も心を入れ替え致したなれば、神にもなれるので御さります。神様にわ病とゆ者わない。世界の人間にわ、病とゆ者がござりましょ。此神様の心通りに、誠心をだいにして、互に立やい助けやいの道お通り、我が家業を大切に致して、孝忠弟、忠孝弟の道と申外わ、□家に忠儀を尽し、親に孝幸し、弟上にお誠を尽し、此三ツの道お」(31ウ) 守りて居たなれば、立木のかれる如く、かれる道でござりごう致し、其の上で、人間の躰を字取る程にと、神様が申被成るので御さります。教祖様わとうて御さります。此人わ誠心に成りて萬ず善き道を御通り被成れたから、今わ神様にも成りて御さるので有外。皆様も神様の嘯を聞いて、神様の善き心に成わ、人間も神様のような心に成りたなれば、世界の人わ、あの人わ善き心の人や、善き心になられたと、人が皆申ましょ。此理を以て、三ツ皆な見ていよそはな物、神の」(32オ)

することなす事をと申ますのでござります。

四ツ 夜ルひるとんちやん勉めする、そばもやかましようたてかろ、と申るわ、月日兩人、夜わ月様、ひるわ日様、此兩人が夜となると、ひるとなく、たがいちがいになりて、此世界の人間が、我が家業を勉強致し、又内々わ中能致し、互に達てやい助けやいの道を、善き心に成りて、日々に勉めて居るか、と、夜ひるなしに、月日兩人様がたがいちがい、世界の人間を日々勤めているを見廻りに、天より」(32ウ)

下向てあらわれてござるので有外。此ようの人間の勤めによりて、此神様が勤め道りにごしゆこう致し被下るので有外。善き勤めを致し、神様も善きごしゆご被下るので有外。悪事な勤めを致して居るから、天にあらわれてござる月日兩人様ヨリ、善き勤め致ス様の御意見を致し被成るのでござります。御意見を致し被下のを、世界の人間が病と言て入るので有外。つらいめをするのが、うたてかろうがなと、此十社、十柱の神様が申被成のごさります。」(33オ)

此十柱の神様が人間身の内を、神様がめいへごしゆ〈ご〉致し被下るので有外。善き勤めすれば、善きごしゆご被下、悪事な勤めすれば、勤め通りのごしゆご被下るので有外。我が心から神様より御意見のなやみを貰て、世界の人間わ病と言ふて、つらいめを致して居るで有外。悪事な勤めを致して居る者にわ、此神たちが、そばてしゆごうを致して居るのが、うたてかろうがな、と月日様わ夜るひるなしに、人間の勤めぶりを見廻りに被成る。又我が心から」(33ウ)

病をやんで、つらいめを致るのが、見れがうたてかろうがなと、

神様が申被成るので御さります。此理を以て、四ツ夜ひるどんちやん勉めする、そばもやかましようたてかろ、と申ますのでござります。

五ツ いつも助けがせくからに 早くようきになりてこい、と申るわ、此神様の世界の人間を助ける事をいそいで入るから、其ように□なる事をわすれ、今日まで早く誠の心になりて、家内の物わ、皆々ようきゆさんなる様に、心になりて暮す」(34オ) ならば、神がようきゆさんなる心になりて、心をいさんで、人間のしゆごうをいたし□りて、何事も悪し」(34ウ)

以上、ここまでである。この後の文章は見あたらない。

ところで、最近になって、秋田教区の高橋陽一書記から、管内に秋田弁で記された教理文書があるとの報せがあった。そこで早速、二度にわたって拝見することになった。二度目には文書を所蔵していた南秋田分教会、比内分教会の上級、阿仁分教会長菱川助治氏も同席された。あわせて拝見し、お預かりした文書は、南秋田分教会(秋田県南秋田郡五城目町川崎字宮花、鷲谷正明会長)の1点。比内分教会(秋田県北秋田市脇神字米ノ山、吉田晋也会長)からの7点であった。いずれも湖東大教会所属である。

比内分教会の7点については、現会長が、前任の2代会長小林久之助から、直に受け継いだものではないが、教会に、重要な書類が入れてある金庫があり、その中に保管されていたものである。したがって、これらの文書の成立経緯については、表紙あるいは裏表紙の見返りに記されている事柄以外に知ることはできない。

比内分教会初代会長、小林久太郎は北秋田郡阿仁合町の人。明治31年、29才の時、10年来苦しんでいた母の胃病を2週間でたすけて頂き入信する。以来布教に専念し、明治35年11月30日に比内出張所を設置している。2代会長の就任が昭和23年7月なので、おそらく、これら7点の文書は、初代小林久太郎に関わるものと思われる。

ここで、これらの文書を列挙してみる。

- ①「御筆先 第壹号より四号迄」
- ②「無題」
- ③「無題」
- ④「明治卅四年 神道天理」
- ⑤「明治卅四年拾貳月廿二日 御古記 他見無用萬願書」
- ⑥「神様の御咄」
- ⑦「無題」

まず、①～③は、「おふでさき」の写しである。①は表題にあるように、第1号～第4号までのお歌。②は第13号～第14号のお歌と「甘露台建てからの事」と題された数え歌が記されている。③は、最初の頁に「第拾七号御留筆」とある。この3点は、同じ紙と体裁で、4穴コヨリ綴じになっていることから、セットになった写本と思われる。とするならば、あと何冊かが欠けていることを推測させるであろう。

しかるに、こうした体裁をもつ写本は、以前、岐美大教会の部内教会に所蔵されていた、5冊で1セットになった「おふで

さき」写本と共通するものを見出すのである（拙稿「おふでさき写本の一側面」『天理教教理の伝播とその様態』天理大学おやさと研究所刊、参照）。それは甲賀大教会の流れであり、これは湖東大教会の流れを汲むものである。いうならば、これらの写本、とくに、その内に「第拾七号御留筆」の表題をもつものがあることは、斯道会に流れる写本群の特徴の一つであるといえるかもしれない。

さて、秋田弁で書かれた文書、という指摘は、お歌の表記にも窺うことができる。たとえば、①の冒頭をみていくとき、

- A よろぢよのせかい一れつみはらせど  
むねのわかりたものわな
- B そのはづやといてきかした事はない  
なにもしらんがむりでゑないぞや
- C このたびは神がおもていあらわれて  
なにかいさいをといてきかする
- D このどころやまとのぢばの神がたと  
いふていれともとわしろまい

と記される。すなわち「よろぢよ」は、Aで「よろぢよ」とあり、づ音がぢ音に表記されている。またDで「このどころ」と、と音がど音になって、そこに秋田訛りをみることができ。しかし全部が全部、そうであるのかといえ、ところどころであつて、必ずしも秋田訛りの表記に彩られているわけではない。Bでは「そのはづや」とある。この例だけをもって云々するのはどうか（もう少し例を挙げる必要がある）とも思うが、おそらく、底本を写すときに、お歌を読み込んでしまつて、とくに意識することなく訛り言葉が記された、ということができるとはな

いか。しかも、そこに「みかぐらうた」との混同もみられるのである。というより、頁を繰ってみると、それは、「おふでさき」とみなされず、「みかぐらうた」のよろぢよ八首の扱いになっている。8首目のあとに「天理王命 よふしよし」と記されているのは、そのことを証するだろう。さらに改頁をして、「御筆先全拾七号ノ内 第壹号 六拾六首」と記されている。この記述は1号1～8のお歌が、よろぢよ8首として転用されたという理解があることを意味する。にもかかわらず、最初の8首は、A～Dのお歌に明らかなように、必ずしもよろぢよ八首のお歌通りではない。なお、こうした点について、大和に残されている古い「おふでさき」の写本には、1号1～8のお歌が記されず、1号9のお歌から始まっているものが多いことを、つけ加えておこう。これまた、「みかぐらうた」へ転用された、という理解がなされたからであろう。

④は、半紙を縦に半裁して袋綴じにした「通」の体裁である。その内容は、女性のあり方について記されたもの。但し内容は教理というより、当時の社会倫理が語られたものといえるだろう。これは布教者の語りであるから、それこそ秋田訛りが顕著である。翻刻してみる。

第一 女ト云フ者ハ、ツイサエ時分ハ六〈ム〉シメト云フテ居ルマリガ、ダンへへオ、キクナリマシレバ、ヨメニナリマ

ス。ナゼニヨメト云フハ、一家ノ後讀ギ子ヲ生ミテ、世ノ芽ヲ出シテ、後讀ギヲサセルガ為メニ、嫁ト名ヲ付タト云フコトテアリマス。ソヲシテ嫁ニナル時分ハ、嫁ノ三ツ衣しやうト云フテ、下ニハ赤キ衣しやう、中ニハ白キ衣しや」(1オ)

う、上にハ黒紋付ヲ着して、嫁入すると云フことでありまし、下に赤ぎ衣しやうを着まされるのは、今迄ハ内ニ於て、色々我がまゝ致して居りましれど、是より嫁入りしました上は、我がまゝもせず、どのようにも色をちけられまし、と云うて、赤ぎ衣しやう」(1ウ)

を着ると云ふことでありまし。又、中に白ぎ衣しやうを着まされるのは、是から嫁入りしましてからハ、どの様にもそめられまし。白ひ者ハ赤ぐもなり、黒ぐもなり、青ぐも、どの様にもなりまし。そごで百姓に行けば百姓ニなりまし。大工の家ニ行けば、大工の行ひ致しましと云ふ」(2オ)

処から中に白ぎ衣しやうを着ると云ふことでありまし。又、上に黒紋付を着まされるのは、もふ是から嫁ニなりまし上は、心は変りません、と云フ処から、上に黒ぎ衣しやうを着ると云ふことでありまし。」(2ウ)

そをして、頭には、昔ハたいまの、くし、こうがい。又は玉一ツで足の二本ある、かんじやしをさして、それに綿絹〈ボ〉子ヲ被りて、をはごろ、べにをちけて嫁入ると云ふことでありまし。そをして、たいまの、くし、こうがいと云いバ、亀のこうらを」(3オ)

製してこしらゑたものにて、女ハ嫁入りすました上は、亀の行ひさ、なければなりません。亀と云フ者は、どんな大きな亀でも、体にあだりましれば、手足や首を、皆こうらにかくしてしまひまし。そごて、女も親だぢや、又、夫に」(3ウ)

無理なることを云はれでも、我がわろいと、気をしずめなければならん、と云ふはげでありまし。又、くしは、みが月様の形をとりて、こしらゑたもので、我が夫は上たる者、大切ニさなければならん、と云ふて、あたまにくしをさし、と云フことでありまし。」(4オ)

それから、かんざしは、松の葉の形をとりて、こすらいた者で、女と云ふ者は、松の行へ致しましと云フて、玉一ツデ足の二本な、かんざすをさすそうでありまし。松と云ふ者は、春夏秋冬、色が変らなゑもので、葉が二本ニなりて」(4ウ)

ありまし。女も松の様に、色が変りてはいけません。又、かれで落ちでも、二葉はなれません。嫁も其の通りに、さなければなりません。其れから、わたぼうすのわけハ、是からは、もふ心はよそにふれません、と云フテ、かぶて行くそうでありまし。ソレカラ、をはごろトべにト」(5オ)

をしれば、みばの為に、ちけるのではなく、ゑぢも変りなぐ、嫁ニ行タ時の面して、其の心を忘れるな、と云フわけだそうでありまし。ソヲシテ、をはごろを付け、齒を黒ぐするのハ、もう変りません、と云フて、是からハよげだことは」(5ウ)

云へませんと云フ訳から、口をくゑて嫁となるそうでありまし。そごで、女ハ女らしい行、女らしい言葉ヲチカエ、たちゑふるまいを第一ステ、右なる行ひをさなければ、女たる道でハありません。」(6オ)